

# すくも 市議会だより

第39号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

## 定例会の概要

第四回定例会は、平成十八年十二月六日に開会し、十四日間の会期で十二月十九日に閉会しました。

議案の主な内容は、次のおりです。

### 補正予算

#### ◎一般会計（議案第六号）

今回の補正予算は、総額で二、六二六万六千円が増額補正され、累計で九九億八、六〇六万四千円となりました。

#### （歳出の主なもの）

- 高齢者生きがい・健康づくり  
和太鼓整備事業補助金  
……………二五〇万円
- 宿毛市議会議員選挙ポスター  
掲示場設置工事費  
……………七五〇万円
- 老人保健特別会計繰出金  
……………一、一一一万円

市長から提出された議案は、「専決処分」一件、「人事案件」二件、「平成十八年度一般会計補正予算」など予算議案九件、「宿毛市政策審議会条例の制定」など条例議案十六件、その他の議案六件の合計三十四議案で、審議の結果、いずれも原案どおり、承認、同意、可決されました。

また、第三回定例会で決算特別委員会に付託し、継続審査となっていた各決算については、指摘、改善すべき事項について意見を付したうえで、いずれも認定されました。

市政に対する一般質問は、十一日及び十二日の二日間に六人の議員が、また、十三日には議案に対する質疑が行われました。

皆さんから提出された陳情は、「医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について」など七件が審議され、四件が採択、三件が継続審査となりました。

## 提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意
第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	同意
第4号	宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて	同意
第5号	宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて	同意
第6号	平成十八年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第7号	平成十八年度各特別会計（簡易水道事業、国民健康保険事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、老人保健、下水道事業、介護保険事業、水道事業）補正予算について	原案可決
第14号	宿毛市政策審議会条例の制定について	原案可決
第15号	宿毛市教育審議会条例の制定について	原案可決
第16号	宿毛市社会教育審議会条例の制定について	原案可決
第17号	宿毛市施設運営審議会条例の制定について	原案可決
第18号	宿毛市公営事業審議会条例の制定について	原案可決
第19号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第20号	宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第21号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	原案可決
第22号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
第23号	宿毛市立学校給食センター設置条例等の一部を改正する条例について	原案可決
第24号	宿毛市振興計画審議会条例等を廃止する条例について	原案可決
第25号		原案可決

# 条例

○横瀬川ダム無縁墳墓改葬工事費……………三三六万円

○社会体育備品購入費……………二二〇万円

(歳入の主なもの)

○繰入金……………一、一九九万円

……………一、一九九万円

○諸収入……………一、〇六一万円

……………一、〇六一万円

○宿毛市政策審議会条例の制定  
二〇二二年

○宿毛市教育審議会条例の制定  
二〇二二年

○宿毛市社会教育審議会条例の制定  
二〇二二年

○宿毛市公営事業審議会条例の制定  
二〇二二年

行政改革集中プランを受け、二十一の審議会を九つの審議会に集約するため、法律に基づき五つの審議会条例を制定しようとするものです。

○宿毛市旅費条例の一部を改正する条例  
二〇二二年

実情に沿った旅費を支給するため、県内日当二千元を千五百円に改め、パック航空券が使えない東京都内の宿泊料に限り三千円増額しようとするものです。

## その他

○高知県後期高齢者医療広域連合の設立  
二〇二二年

高知県内の全市町村が後期高齢者医療の運営に関し、広域計画の作成と実施のために必要な連絡調整を図り、当該事務の一部を総合的かつ計画的に処理するため、規約を定め高知県後期高齢者医療広域連合を設立しようとするものです。



# 十一月定例会日程

12月6日(水)	本会議	開会、議案上程、提案理由の説明
7日(木)	休会	議案等精査
8日(金)	休会	議案等精査
9日(土)	休会	議案等精査
10日(日)	休会	議案等精査
11日(月)	本会議	一般質問
12日(火)	本会議	一般質問
13日(水)	本会議	一般質問
14日(木)	休会	議案質疑
15日(金)	休会	委員会審査
16日(土)	休会	委員会審査
17日(日)	休会	委員会審査
18日(月)	休会	委員長報告、質疑
19日(火)	本会議	討論、表決、閉会

議案番号	件名	議決結果
第26号	高知県後期高齢者医療広域連合の設立について	原案可決
第27号	高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第28号	幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第29号	高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小学校組合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第30号	こつち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第31号	指定管理者の指定について	原案可決
第32号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決
第33号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	原案可決
第34号	財産の処分について	原案可決
意見書案 第1号	地上デジタル放送の受信対策の推進に関する意見書の提出について	原案可決
第2号	医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について(提出先は高知県)	原案可決
第3号	医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について(提出先は国)	原案可決
第4号	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	原案可決
第5号	一般国道五六号中村宿毛道路の整備促進を求める意見書の提出について	原案可決

# 一 般 質 問

【質問順位による】

十二月定例会の一般質問は、十一日、十二日の二日間に六人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。

## 沖本年男 議員

### 横瀬川ダムのゲート操作について

**問** 横瀬川ダムは穴あき式ダムだが全国ではじめてゲートの設置へと設計が変更されたと聞く。私が指摘してきた「中筋川ダムの放流による内水洪水助長」への対応であると思うが、国はダムの運用については洪水調節としてゲート調整は出来ないとも言っている。ゲートの操作について地元で文書で説明するよう求める。

**答** 中筋川ダム完成後も洪水時にはたくさんの被害がでている。横瀬川ダムは設計変更となりゲートが設置されるが、中筋川は下流の勾配が少ない非常に特異な河川であり、ゲートの操作については未だ管理規定が決まっていないうえに聞いているが、有効な活用について

地元で文書で示すよう市が中に入り調整をする。

### 四一億円の木材資源

**問** 中国の経済状況などから、大手製材・加工メーカーは原木に国産材を重視してきている。県の統計によれば、宿毛市のスギ・ヒノキは国際価格で合計四一億円と見込まれている。幡多地域全体ではさらに大きな金額になり、将来の輸出なども視野にいれた宿毛湾港や背後地を拠点とする構想が浮上してきている。積極的な取り組みを求める。

**答** 大豊町に大手の集成材メーカーが進出した。宿毛湾港はまだ整備が完全でなく、背後地の企業誘致に苦慮している。中国は今後、日本からの木材製品の輸入が多くなるとの話は企業誘致で住友林業に行った時に伺った。県の関係部局

と協議をし、港の整備と企業誘致を平行して進め、幡多地域の木材生産拠点としての企業誘致も検討していきたい。



## 菊地 徹 議員

### 小学校における英語教育は

**問** A L T (外国語指導助手) は数年で交替するが、教育方針は一貫しているのか。カリキュラム作成の基準や小・中学校の教材について聞く。

**答** 小学校でのA L Tの役割は、英語に親しむことを主眼に置いている。中学校では日常的に英語学習を補完し、発展させることである。教育方針は来日時の研修や、前任者の引継ぎなどにより、継続した指導が行われている。カリキュラムは事前に学校から授業内容の希望を提出してもらい、A L Tが内容を検討して作成している。

### ホタルの里づくりについて

**問** 高知県の豊かな環境づくり総合支援事業の活用によって、蛭湖下流域の中筋川などの環境整備や保全に力を入れるべきではないか。また、七月下旬に開催している「蛭湖まつり」をホタルの飛び交う五月中旬頃に実施すれば、蛭湖や中筋川周辺でのホタル鑑賞会へと連動できるのではないか。

**答** 中筋川は、県の管理区域になっており、現在、県では予算や事業採択内容等の見直しが行われているので、今後、県の動向をみて、地元と協議調整を図りながら検討していきたい。「蛭湖まつり」は十一回目を迎えたが、新たな発想での開催が課題となっているようなので、主催者の中筋川



総合開発事務所にお伝えする中で、蛭湖まつり実行委員会が検討して頂くようにしたい。

## 公共施設の耐震化 について

**問** 南海地震などの大災害時には、学校などの公共施設が重要になるが、耐震診断の状況や補強計画について聞く。

**答** 市内の公共施設は小中学校をはじめ老朽化している。とりわけ、小中学校校舎の耐震補強が重要であり、今年度は成陽小学校、大島小学校の第二次耐震診断を実施し、来年度に耐震補強工事を実施することとしている。平成二十年度以降も、小中学校等の耐



震診断、耐震補強を実施していきたい。



## 中川 貢 議員

### 地上デジタル放送の受信対策は

**問** 二〇〇七年には宿毛市でも宿毛局、平田局の二局で地上デジタル放送が始まる。現在アナログ放送を受信できている場所で、デジタル放送をあまねく受信できるようにするためには、宿毛市として受信対策を講じることが必要だ。「地上デジタル視聴地域」に対する宿毛市としての支援方針を示せ。

**答** 地上デジタル放送受信が困難となる地域として沖の島の西地区約二七世帯を想定しており、NHKなど放送事業者に早急な対応を求めている。また、当市の共聴施設は現在十四施設あり、地上デジタル放送を受信するために全ての施設で何らかの改修が必要と思われる。国の支援措置が明確になった

段階で、県とともに具体的な対応策を検討していく。ケーブルテレビの施設整備については総務省の新たな制度の利用について検討していく。



### 公共施設にAED (自動体外式除細動器)の設置を

**問** 市内においても働き盛りの四十代、五十代の突然死が発生している。しかし、現在AED(自動体外式除細動器)を宿毛市内で設置しているのは宿毛フェリーなど六カ所だけだ。宿毛市役所庁舎などを含め、住民が多く集まる市内の公共施設へのAED設置に取り組み考えはないか。

**答** 突然死のほとんどが心臓疾患だ。心臓微細動の状態が

続くと一〇分後にはほとんどの方が死に至るといわれており、正常な状態に戻す最適な方法は、一分でも早く心臓へ電気ショックを与えることだ。AEDを今後も順次設置したいが、厳しい財政状況ですべての公共施設に直ちに設置することは困難だ。民間のAEDも活用しながら可能な限り設置できるように努力していく。



## 浅木 敏 議員

### 少子化対策について

**問** いま日本の人口が減少傾向となる中で、少子化対策は重要な課題である。子育て世帯の職の安定、長時間労働からの解放、経済的負担の軽減、教育条件や保育環境等を充実し、安心して出産し子育てできる政策を実施すべきではないか。

**答** わが国の将来にとって少子化が現実の問題となってきた。子どもは社会の宝であり、未

来の力でもある。ゼロ歳児保育等、市ができる取り組みは今後も継続し、子育て支援制度の充実を国や県に要望していく。

### 森林の整備について

**問** 森林の整備は地球の温暖化対策や地域の山地崩壊対策の上で、また河川や海の漁業を守る上でも大切である。宿毛市でも未整備林が多く見られる。県の間伐支援事業の他に、他の自治体のように、環境先進企業との「協働の森づくり事業」も導入してはどうか。

**答** 宿毛市の未整備私有林一〇、三七四ヘクタールのうち、五年間で約二六パーセントが県の支援事業等で間伐が完了した。山の荒れを防ぐことに漁民の協力もいただけるようになった。企業との「協働の森づくり」についても、県とタイアップし前向きに検討したい。

### 後期高齢者医療制度 について

**問** 二〇〇六年六月の国会で

医療制度が改悪され、高齢者の医療費窓口負担割合がふやされた。二〇〇八年度からは七五歳以上の後期高齢者は別保険とし、新たに保険料を徴収することまで決められた。払えない高齢者への資格証明書の発行など問題点が多い。市民の暮らしを守る市長としての今後の対応を聞く。

**答** 質問議員は悪法と判断しているが、我々は国会で決まった法律に従わざるを得ない。七五歳以上の人から徴収する保険料は、全国平均で月額六、二〇〇円。議員の指摘を含め、国に要望すべきものはし、広域連合に申し入れるべきことは申し入れる。



## 寺田公一 議員

### 農業振興について

**問** 来年度から始まる、「農地・水・環境保全対策」への対応について聞く。

**答** 本事業は、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動を支援する国の制度事業である。

事業の特徴は、事業主体が農業者と非農業者からなる集落組織となっていることで、対象地域は、農用地区域内での農地が対象である。今回の対象面積は市内で七〇八ヘクタールとなっており、平成二十三年度までの事業である。事業導入には、事業主体となる組織が、事業要件をクリアし、計画書等を作成し、四月に市と協定を結んだ後、集落組織が直接、高知県の協議会へ書類を提出する。集落組織が主体といっても、書類の作成や組織の運営において、市の指導や助言が必要であり、可能な限り支援したいと考えている。

### 教育行政について

**問** 放課後子ども教室推進事業を、来年度は実行を見合わせる学校がほとんどと聞くが、事業への取り組みと現状を聞く。

**答** 実施に向けての課題は、保護者が主体で運営を行うが、安全協力員や学習アドバイザーへの、謝金の時間単価が安く設定され人材確保が難しい事である。

また、学校での空き教室の提供も大きな課題となっている。課題解決のために、学校運営に支障を及ぼさない範囲で、学校と共に保護者のニーズにこたえていきたい。

現在、一校が実施に向けた検討をしており、正式に決定すれば、保護者を中心とした組織を設置、市においては学校の代表者等からなる運営委員会を設置して、コーディネーターを配置することになる。二月頃には、実施要綱が届くので、事業が円滑に実施できるような関係機関等に理解を求めていく。



## 田中徳武 議員

### 市民と協働の行政を

**問** 行政改革ではサービスの低下を招く面がある。各課において市民と協働して行える行政課題があると考えるが、所見を聞く。

**答** 地方行政を進めていく上で市民との協働が本場に必要な時期にきている。住民が主人公であると同時に、住民の方々には行政に積極的に参加していただき、共に知恵を出し合い、また、私が全国各地域づくり協議会会長という立場で入手できた事例等も紹介して、地域振興や町づくりを進めていきたい。

### 有機の里構想等の取り組みについて

**問** 市は除草剤を使わない稲作のために、紙マルチによるテスト栽培等に補助金をつけ一定の効果をおぼしているが、ハードと共にソフトも含め一体的な対応をしなくては本来の効果は出ないと考えるが所見を聞く。

**答** 事業については横断的なプロジェクトでの取り組みの必要はあるが定員削減の中で人的ゆとりがないため、振興

課として対応せざるをえない。組織力を高めて事業の効果を上げていきたい。

### 池島の国土調査について

**問** 同国調に絡んで裁判が行われている筆界（境界）未定地が永年続くと土地利用の制限を受け、地価も下がる。国調に至る経過を含め登記関係を見ると問題がある。国調を実施した市として解決策を探るためにも再検証するつもりはないか。

**答** 同事業については平成元年に法務局へ送付したもので中で境界が確定できなかった区域が筆界未定となっており、その区域が広域であるため、平成七年より十二年にかけて筆界未定解除事業として二十名の地権者と協議したが一名の反対で中止となり、また平成十五年には部分解除に取り組んだがこれも一件の同意が得られず中止に至ったようである。過去の経過について自身把握していない部分もある。裁判の経過を見たり、市として何ができるか真剣に考えていきたい。

# 人事案件

平成十八年第四回定例会において、次の人事議案を全会一致をもって、同意しました。

## ○教育委員の選任

岡松 泰氏（新任）  
宿毛市小筑紫町伊与野  
四二七番地一号

## ○人権擁護委員候補者の推薦

今城 瑞代 氏（新任）  
宿毛市平田町黒川  
二七三二番地

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## 宿毛市名誉市民に次の方々が選ばれました。

奥谷 博 氏

（洋画家）

神奈川県三浦郡葉山町長柄  
一六四二番地一九九号

奥島 孝康 氏

（元第十四代早稲田大学総長）  
東京都新宿区戸塚町  
一番地一〇四号

# 意見書

今定例会に議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、関係行政機関に提出しました。

## ◎一般国道五六号中村宿毛道路の整備促進を求める意見書

本市が位置する四国西南地域は各種交通インフラの整備が遅れており、空港からの時間距離が全国で最も遠い地域の一つである。

また、一般国道五六号平田・宿毛間は洪水時には道路冠水等により交通が遮断される区間があり、生産物の輸送や、救急医療、台風、地震等の防災対策上、大きな支障となっている。

そのような中、昭和五四年に工事着手された一般国道五六号中村・宿毛道路の整備は、県都や中央の大都市への移動時間の短縮や地域の産業・経済の振興、また、災害時における救急医療、緊急輸送、ライフラインの確保のためにも、ぜひとも実現しなければならぬ重要な課題である。

現在、全延長二三・二キロメートルのうち、間インターより平田インター間七キロメートルが平成十四年九月に供用開始され、平田インターから宿毛インター間についても平成二一年度供用開始目標で進められてきた。しかしながら一部で用地買収が行われているものの、工事には未着手であり、現在の進捗状況では供用開始が大幅に遅れることが予想されている。

一般国道五六号中村・宿毛道路の整備促進は、交通の円滑化と安全性確保とともに、活力に満ちた地域づくりを行うためにも、緊急に対応しなければならぬ重要な課題であり、平田インターから宿毛インター間（二一工区）の早期完成を図られるよう強く要望する。

\*以下紙面の都合により本文は割愛します。

## ◎地上デジタル放送の受信対策の推進に関する意見書

◎医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書  
（提出先は、国及び高知県）

◎森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書

# ▼ 請願・陳情 ▲

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
陳情 第48号	（今議会提出分） 市道貝塚線及び貝塚団地一号線の排水溝の整備について	採択
第49号	四季の丘と貝塚地区を結び防災道路の整備について	継続審査
第50号	貝塚団地四号線の排水路起点の改修について	継続審査
第51号	貝塚史跡隣接道路の拡幅について	継続審査
第52号	東貝塚横農道の舗装について	採択
第53号	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	採択
第54号	医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について	採択



## 市議会の権限

市議会には、宿毛市の意思を決定する機関として、いろいろな権限が与えられています。そのいくつかをご紹介します。

**議決権** 条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、重要な契約の締結など、市政の重要な事項について議決する権限。

**選挙権** 議長、副議長、選挙管理委員会委員などを選挙する権限。

**同意権** 助役、収入役、監査委員、教育委員会委員などの選任に同意を与える権限。

### 検査及び監査請求権

市議会が市の行政を監視する一つの方法で、市の事務が議決どおり執行されているかどうか検査したり、監査委員に監査の請求をする権限。

**調査権** 市議会が市の事務に関する調査を行う権限。

**意見書提出権** 市議会が市の公益に関することについて、国などの関係機関に対し意見書を提出する権限。

**請願受理権** 市民の要望や意見を市の行政に反映させるため、市民から提出された請願書を受け付け、審議し処理する権限。

## ● 議会を傍聴しませんか…

議会の傍聴は、どなたでもできます。

次の定例会は3月上旬の予定です。詳しくは、

議会事務局までお問い合わせください。(☎63-2907)

また、委員会も傍聴できます。



## ★ 会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

十二月定例会の会議録は三月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所でご覧になれます。ご利用ください。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



## 〈 編集後記 〉

新年あけましておめでとうございます。

国は景気が大きく回復したと公表していますが、私たちの地域は一向にその気配がないばかりか、より一層地方の財政状況は悪化し、市民への影響も深刻になっています。

こうした中で、議会は元気のある地域づくり、市民福祉の向上、地域の課題解決に向け努めてまいります。本年も相変わらぬご支援助とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新しい年が、みなさまにとりまして穏やかで良き年であり、心からご祈念申し上げます。

## 〈 編集委員 〉

- 沖本 年 男
- 有田 都 子
- 寺田 公 一
- 西郷 典 生
- 菱田 征 夫